諮問番号：令和６年度諮問第２３号

答申番号：令和７年度答申第　２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和２年１０月３０日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）第７条に基づく児童手当・特例給付認定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

国が決めた制度であるにも関わらず、自治体によって児童手当が支払われたり支払われなかったりするのは著しく不当である。また、コロナ対策として○○市（以下「Ａ市」という。）ではコロナ対策クーポンを配っておきながら、本来もらえる人の手当を支払わないのは著しく不当である。

審査請求人は○○市（以下「Ｂ市」という。）からの転出手続の際、転出予定日の記載を求められ、予定日という認識で８月１７日と記載した。８月にＡ市へ転入するため、荷物の移動は済ませたが、家をＢ市に残していることもあり、一旦、Ｂ市に戻った。しかし、その頃、新型コロナウイルス第２波が拡大し、会社からは在宅ワークの指示が出され、外出がしにくくなり、Ｂ市からの移動もはばかられ、動きがとりにくい状況であった。その後、感染状況もやや収まりがみられ、Ａ市に移動し９月８日に転入手続及び児童手当の申請を行ったが、後日Ａ市担当者から電話があり、転出予定日から１５日を過ぎているため、９月分の児童手当（１５，０００円）は支給しないと言われた。児童手当が転出予定日の１５日以内に手続きが必要だということに関して、全く知識がなかった。

Ａ市やＢ市から指摘や口頭説明もなく、Ｂ市の文書も見たが、あくまでも支給されない可能性があるというレベルのものであった。

Ｂ市からは、今回のような例はコロナ特例として認めており、「コロナは特別な事情に当たると説明する」と言われた。しかし、Ａ市からは「Ａ市役所は通常業務をしているのでコロナは関係無いし特例を認めない」と言われた。児童手当は国で定められた制度であるから、自治体によって格差があってはいけないと思う。ＷＥＢで提出期限を延長して対応すると書かれていた自治体に加えＢ市も同様の対応をすると言っているにも関わらず、Ａ市が対応しないのは不当である。

また、Ａ市は、当時からコロナは特例に当たらないと説明をしていたにも関わらず、弁明書では今までに無かった事実とは反する作り話を一方的に主張されている。審査請求人は一貫して１５日以内の説明を受けていない、書類も見ていないから受け取ったかどうかはわからないと主張しているにも関わらず、「Ｂ市から１５日以内の説明は受けており」「書類を受理している」と驚くべき嘘が記載されており、改めて否定する。Ａ市から１５日以内に提出するルールと聞いて急いで調べて事実を確認したところ、１５日を過ぎれば支給されない可能性があると書かれていたため、「可能性がある」としか書かれていないと主張をしただけで勝手に解釈を変えられた。「書類提出の遅延理由が大きく変化している」と書かれているが、これも否定する。逆にＡ市の説明内容が毎回変化していた。Ａ市の弁明書はほぼ全て事実とは異なるということを改めて主張する。

よって、本件処分は違法であることから、取消しを求める。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）児童手当の受給については、法第８条第１項及び第２項により、受給資格者からの認定請求に基づき、その住所地の市町村長による認定を受けることで、認定請求をした日の属する月の翌月から支給されるという、いわゆる申請主義が採用されている。

（２）処分庁から提出された認定請求書の写しによれば、審査請求人が本件認定請求をし、処分庁がこれを受け付けたのは同年９月８日であることから、処分庁は、法第８条第２項の規定に従い、審査請求人が児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定の請求をした日の属する月の翌月である同年１０月から、審査請求人に対する本件児童手当の支給を開始したものと認められる。

（３）ところで、児童手当の支給開始月については、法第８条第３項において、「受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、（中略）住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める」とする特例が定められていることから、本件において、当該規定を適用する余地があるかどうかについて検討する必要がある。

（４）まず、住所を変更した場合における特例の適用可否について、検討する。

ア　児童手当Ｑ＆Ａ集（平成２５年９月３０日厚生労働省児童手当管理室作成。以下「Ｑ＆Ａ集」という。）の問１－３７によれば、同項でいう「住所を変更した日」とは、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）上の転出予定日とされており、その理由は、Ｑ＆Ａ集問１－３８において、「大多数の場合において、転出の予定年月日またはこれに近い前後の日に転出（入）するものと考えられること、住民基本台帳の事務処理としては転出の予定年月日をもって住民票が消除されること（中略）等に基づき、転出の予定年月日から１５日以内に認定請求を行なうことができるのが通例であると判断したことによるもの」と示されている。

イ　そこで、本件についてみると、処分庁から提出された転出証明書によれば、審査請求人はＢ市に対し、住基法上の転出予定日を令和２年８月１７日として届出を行っている一方で、前記（２）のとおり、認定請求を行った日は同年９月８日であることから、住所を変更した後１５日以内に認定請求を行った事実は認められない。

ウ　なお、Ｑ＆Ａ集問１－３８では、実際の転出（入）日が転出の予定年月日よりかなり遅延することもあるため、特例的に住基法上の転入をした年月日をもって、「住所を変更した日」として処理する取扱いが示されているが、本件においては、転入手続と認定請求が同日付けで行われていることから、転入日である令和２年９月１８日〔９月８日の誤記〕をもって、「住所を変更した日」と判断したとしても、支給開始はその翌月である１０月からとなる。

（５）次に、災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合における特例の適用について、検討する。

ア　法の逐条解説（「五訂　児童手当法の解説」（平成２５年５月１０日中央法規出版株式会社発行。以下「逐条解説」という。）１２２頁によれば、法第８条第３項にいう「災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合」とは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合と解するのが相当であるとされている。

イ　また、審査請求人が本件認定請求を行った当時は、新型コロナウイルス感染症が蔓延していた時期であり、内閣府は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため児童手当の認定の請求ができない場合等の対応について」と題した事務連絡（令和２年３月１０日付け）を発出している。

同事務連絡では、法第８条第３項の規定を示した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、受給資格者が認定請求することができない場合には、個別の事情を考慮して、弾力的な対応を行うよう求めている。

ウ　本件についてみると、審査請求人は、「新型コロナウイルス第２波」の拡大により、外出をできる限り控えていたために手続が遅れた旨主張しており、また、令和３年６月１７日付け○○第１１０４－４号により、審理員から審査請求人に対し、外出を控えていた理由について具体的な内容を質問した際には、勤務先から慎重な行動を取るよう指示が出ていたために外出をできる限り控えていた旨の回答があった。

エ　しかしながら、審査請求人が転出予定日としていた令和２年８月１７日から、転入手続及び認定請求が行われた同年９月８日までの期間においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令や外出自粛要請は行われていなかった。

また、審査請求人や家族が新型コロナウイルスに感染したため認定の請求ができなかった旨の申出がなされた事実も確認できず、前述の審理員から審査請求人への質問に対しても、審査請求人を含める家族の方に基礎疾患がある、体調を崩していた等の感染リスクが高い状態にあった等の特別な理由があった旨の回答はなかった。その他手続が困難であったと客観的にみて認められる事情も見当たらないことから、処分庁が法第８条第３項の特例を適用しなかったとしても違法又は不当であるとまではいえない。

（６）なお、審査請求人は「コロナ支援としてＡ市はコロナ対策クーポンを配っておきながら、本来もらえる人の手当を支払わないのは著しく不当である」とも主張しているが、児童手当とは全く異なる制度に関連付けたものであり、本件処分の違法性及び不当性の判断に影響を与えるものではない。

（７）よって、本件処分は、法令等の規定に基づいて適切に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

３　結論

本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、棄却が妥当との意見を付す。

４　付言

（１）審査請求人は、転出予定日から１５日以内に認定請求が必要だということを認識しておらず、これに関し十分な説明がなかったと主張している。

児童手当の受給については、２（１）に述べるとおり、その受給に当たって、認定請求を行うことを要する申請主義が採用されているものの、法第１条において「児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」とされている制度趣旨に鑑みれば、児童への必要な養育は、養育者側の事情の変化にかかわらず、切れ目なく安定的に講じられるべきといえるから、当該手続の詳細について、具体的な案内、周知等を行うなどの所管行政庁による所要の便宜が図られることが望ましいといえる。したがって、今後、当該手続の詳細が、当事者にとって分かりやすく、かつ、入手しやすい運用となるよう、処分庁においては情報提供の方法について更なる充実や工夫を行うことが望まれるので、その旨付言する。

（２）また、２（５）イのとおり、内閣府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、受給資格者が認定請求することができない場合には、個別の事情を考慮し、弾力的な対応を行うよう求めている。当該事務連絡は、法第８条第３項の適用に関する具体的な指針を示したものではないが、処分庁はこれを念頭に置いた上で、受給者に対し丁寧に聞き取りを行い、十分に事情を把握したうえで検討することが望ましいと考えるので、この点についても付言する。

**第４　調査審議の経過**

令和６年１２月　３日　　諮問書の受領

令和６年１２月　４日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：１２月１８日

口頭意見陳述申立期限：１２月１８日

令和６年１２月２３日　　第１回審議

令和６年１２月２６日　　審査会から処分庁に対して回答の求め（回答書：令

和７年１月１５日付け○○第１２３０号。以下「処

分庁回答①」という。）

令和６年１２月２６日　　審査会から審査庁に対して回答の求め（回答書：令

和７年１月１６日付け○○第３２５７－２号。以下

「審査庁回答①」という。）

令和７年　１月２４日　　第２回審議

令和７年　１月２９日　　審査会から処分庁に対して回答の求め（回答書：令和７年２月１０日付け○○第１３１６号。以下「処分庁回答②」という。）

令和７年　１月２９日　　審査会から審査庁に対して回答の求め（回答書：令和７年２月１２日付け○○第３２５７－３号。以下「審査庁回答②」という。）

令和７年　２月２６日　　第３回審議

令和７年　３月１２日　　第４回審議

令和７年　４月２５日　　第５回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、子ども・子育て支援法（中略）第７条第１項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条第１項は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と規定し、次の各号として第１号から第４号を掲げ、第１号は、「施設入所等児童以外の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（中略）であつて、日本国内に住所（中略）を有するもの」と定めている。

（３）法第７条第１項は、「児童手当の支給要件に該当する者（第４条第１項第１号から第３号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（中略）の市町村長（中略）の認定を受けなければならない。」と定めている。

（４）法第８条第１項は、「市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。」と定めている。また、同条第２項は、「児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、同条第３項は、「受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。」と定めている。

（５）住基法第２２条第１項は、「転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。（中略））をした者は、転入をした日から１４日以内に、次に掲げる事項（中略）を市町村長に届け出なければならない。」と、第２４条は、「転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。」と定めている。

（６）行政手続法（平成５年法律第８８号）第７条は、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と、第８条第１項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。（後略）」と定めている。

（７）児童手当法施行規則（昭和４６年厚生省令第３３号。以下「規則」という。）第７条第１項は、「一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第１０号による届書〔児童手当・特例給付受給事由消滅届〕を市町村長に提出しなければならない。（後略）」と、第８条は、「住民基本台帳法第２３条又は第２４条の規定による届出があつたとき（中略）は、（中略）前条の規定による届出があつたものとみなす。」と定めるとともに、第１０条は「市町村長は、児童手当の受給資格及びその額についての認定その他児童手当の支給に関する処分を行つたときは、文書で、その内容を請求者又は一般受給者若しくは施設等受給者に通知しなければならない。」と定めている。

（８）児童手当法の一部を改正する法律等の施行について（平成２４年３月３１日雇児発０３３１第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第２の３（５）は、「法第８条第２項等の「児童手当を支給すべき事由が消滅した」とは、法第４条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合（中略）も含まれるものであること。」と記している。

（９）Ｑ＆Ａ集問１－３７答においては、法第８条第３項の「住所を変更した日」について、「住民基本台帳法上の転出予定日」と解する旨記している。また、Ｑ＆Ａ集問１－３８答において、法第８条第３項の「住所を変更した日」の解釈運用について住基法第２２条第１項第３号の「転入をした年月日」と解釈変更すべきではないかとの問に対し「法第８条第３項に規定する「住所を変更した日」を住民基本台帳法上の転出の予定年月日とする取扱いとしたのは、大多数の場合において、転出の予定年月日またはこれに近い前後の日に転出（入）するものと考えられること、住民基本台帳の事務処理としては転出の予定年月日をもって住民票が消除されること（中略）等に基づき、転出の予定年月日から１５日以内に認定請求を行なうことができるのが通例であると判断したことによるものです。しかしながら、（中略）実際の転出（入）日が転出の予定年月日よりかなり遅延することもあるため、この場合においては転入地の市町村においては、特例的に住民基本台帳法上の転入をした年月日をもって、「住所を変更した日」として処理することにしてください（後略）」と記している。

（１０）新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため児童手当の認定の請求ができない場合等の対応について（令和２年３月１０日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡。以下「事務連絡」という。）は、「（前略）受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかった場合において、その理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、児童手当法（中略）第８条第３項の規定により、手当の支給は、認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めることとしているところです。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、受給資格者が認定請求することができない場合には、個別の事情を考慮して、弾力的な対応をしていただきますようお願いします。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年８月３１日、審査請求人はＢ市からＡ市に移動した。審査請求人はＢ市への転出届に転出予定日を令和２年８月１７日と記載していた。その理由は、転出予定日より転入日が前になるのはおかしいと判断したため、最短の日として記載したものであった。

（２）令和２年９月８日、審査請求人はＡ市への転入手続を実施した。処分庁への本件申請も同日付で行われた。本件申請にかかる「児童手当・特例給付認定請求書」においては、転出元の住所についてＢ市の住所が、転入先としてＡ市の住所が記載されているとともに、審査請求人の記載した提出年月日、Ａ市北部支所受付印の受付日ともに令和２年９月８日となっている他、支給開始年月については処分庁において「令和２．１０」と記載している。

（３）令和２年９月９日、処分庁は審査請求人に対し、本件申請の届出年月日が転入予定日である８月１７日の翌日から起算して１５日（９月１日）を経過しているため、児童手当の支給開始月が提出月の翌月である１０月となる旨の連絡を行った。これに対し、審査請求人は仕事の手続きの関係で時間がかかってしまったことや、転出元のＢ市で１５日以内の手続きが必要な旨の説明を受けていない旨を主張した。その後、処分庁の求めによりＢ市より審査請求人に対し説明を行ったが、審査請求人は処分庁に対し、「〔Ｂ市から〕説明を受けてはいるが、支給されない場合があると記載があるだけで、必ずそうなるとは認識していない」とのことであった。

（４）令和２年９月１８日、審査請求人は処分庁の担当者に架電し、「コロナもあってちょっと異動〔移動〕も遅れているっているのは理由として言っていて」等として本件申請に対する処分庁の取り扱い方針を変更するよう求めた。

（５）令和２年１０月２日付け公相第３４４号で、処分庁は、審査請求人に対して、「市長への提言について」との題名で文書を送付した。文書には「（前略）令和２年９月８日に北部支所においてご提出いただきました「児童手当・特例給付認定請求書」につきましては、担当課である年金児童手当課にて確認しましたところ、転出予定日が８月１７日とあり、その日の翌日から起算して１５日以内（９月１日まで）のご提出であれば、転出予定日の翌月から児童手当を支給できましたが、今回の場合はその請求期限が過ぎておりました。請求手続きが遅れた理由として、新型コロナウイルス感染症の影響により、他府県への移動に不安があったためとのお申し出をいただきましたが、コロナ禍における緊急事態宣言が解除された中、（中略）〔法〕における支給開始月の特例となる「やむを得ない理由」には該当しないことをご理解くださいますようお願い申し上げます。」と記載されていた。

（６）令和２年１０月３０日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分の通知書の記載内容としては、表題は「児童手当・特例給付認定通知書」となっており、認定に関する事項として、支給対象児童数を「（３歳未満）１人」と、手当月額を「１５,０００円」と、支給開始年月を「令和２年１０月から」と記している。なお、「支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由」の項目や「備考」欄は空欄であった。

（７）令和３年１月１６日、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）調査・確認義務違反（手続的違法性）について

ア　法第８条第１項は、「市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。」と、同条第２項は、「児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、同条第３項は、「受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後１５日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。」と定めている。同項にいう「住所を変更した日」とは、Ｑ＆Ａ集問１－３７答において、「住民基本台帳法上の転出予定日」と解されている。

以上の法令の規定を踏まえれば、本件において認定請求が行われた日は令和２年９月８日であることから、原則として児童手当の受給は令和２年１０月からとなるところ、法第８条第３項により、①「住所を変更した後」または②「災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなった場合で、やむを得ない理由がやんだ後」１５日以内に認定請求を行えば、審査請求人は令和２年９月分の児童手当の支給を受けることができたはずである。

この点、まず①については、本件では住民基本台帳法上の転出予定日が令和２年８月１７日となっており、この日の１５日後は処分庁の主張のとおり９月１日となるため、審査請求人の求める令和２年９月分からの児童手当を支給する旨の処分をするにあたっては期限を徒過していたと言える。

次に、例外事項である②については、「災害その他やむを得ない理由」とは、災害その他申請を行うことが期待できない理由であると解される。この点、事務連絡においては、「（前略）今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、受給資格者が認定請求することができない場合には、個別の事情を考慮して、弾力的な対応をしていただきますようお願いします。（後略）」とある。児童手当及び特例給付の事務が法定受託事務であることに鑑みれば、②の要件該当性判断において処分庁に広範な裁量が付与されているとは考えられず、当該事務連絡は、「やむを得ない理由」という抽象的な法律要件を充足すべき事実（以下「要件該当事実」という。）についての例示であると解される。そして、もともと当該規範については、逐条解説において「台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合」と解されており（逐条解説１２２頁）、「災害」以外の理由として「交通事故、急病等の事故」が例示されているが、当該事務連絡を踏まえると（市町村により考え方に程度の差があることは否定できないが）、基本的に、新型コロナウイルス感染症に関する移動の制約となる事情に関しては、処分庁の指摘する緊急事態宣言の発令や本人家族の罹患に限らず、その具体的事情の内容によっては、災害以外の「やむを得ない理由」の要件該当事実を構成しうるものと解するのが相当である。

イ　ところで、法第７条第１項の認定の請求は、市町村長による応答を予定する（規則第１０条参照）、法令に基づく申請権の行使である。そもそも法令に基づく申請権とは、申請を受けた行政庁において形式的な応答義務を生じさせるのみならず、当該申請が法令に基づき適正に取り扱われることを求める手続的権利であり、実質的な審査がなされることが要求される。本件において、そのような実質的な審査がなされていたと言えるか、法の趣旨に鑑みて以下検討する。

（ア）　児童手当の支給は、第５の１（４）で確認したとおり、一般受給権者が認定の請求をした月の翌月から開始される（法第８条第２項）ので、他の市町村に住所を変更した一般受給資格者は、直ちに当該市町村長に認定の請求をすることを求められる。しかし、実際には種々の理由から直ちに認定の請求をすることが困難である場合が多く、請求が遅れると、既に児童手当の支給を受けていた者は、児童手当の支給について１か月の空白という不利益を被る結果となる（逐条解説１２２頁）。そこで、特例として、一般受給資格者が住所を変更した後１５日以内に請求をした場合には、児童手当は住所を変更した月の翌月分から支給される（法第８条第３項）。そうすると、支給開始月の特例が認められる趣旨は、認定の請求が困難である場合に児童手当の支給に空白を生じさせないためであると解することができる。

また、同じく支給開始月の特例として、一般受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後１５日以内に請求をしたときは、児童手当は請求をすることができなくなった月の翌月から支給される（法第８条第３項）。やむを得ない理由がある場合の支給開始月の特例も、住所変更の場合と同じく、認定の請求が困難である場合に児童手当の支給に空白が生じないために認められると解される。

　　以上のとおり、支給開始月の特例が認められる趣旨は、支給要件を満たす児童がいるにもかかわらず、支給主体の変更という行政運営上の理由により児童手当の支給について１か月の空白という不利益が一般受給資格者に生じることをなるべく回避する点にあると考えられる。

（イ）　そして、法第８条第３項の「やむを得ない理由」については前記のとおり抽象的規範であり、申請を受けた処分庁は、その要件該当事実について、前記の申請権の手続的権利としての性質に照らして、（ア）で検討した法が特例を認めた趣旨に則り、その有無・内容について実質的かつ適切に確認調査を尽くしたうえで審査をする義務があると解される。そこで、処分庁が、本件申請にかかる審査に当たって、一般受給資格者たる申請者（審査請求人）がなるべく不利益を被らぬよう、新型コロナウイルス感染症に関する移動の制約となるような具体的な事情の有無・内容について確認調査を尽くしたと言えるか検討する。

この点、処分庁は、「審査請求人の認定請求が遅れた理由には新型コロナウイルスの影響による事項がなかったことを踏まえ、やむを得ない理由によるものとして取り扱う余地はなかったと考えます。」と処分庁回答書②で回答している。これは、審査請求人が当初主張したのはあくまで仕事の手続きの関係で時間がかかってしまったということに過ぎず、事後的に新型コロナウイルス感染症の影響で提出が遅れたという主張が追加されたものの、緊急事態宣言に伴う外出制限や本人家族の罹患などの具体的な事情の説明を受けていないとする趣旨と解される。

しかしながら、前記のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する移動の制約となるような具体的な事情については、その内容によっては災害以外の「やむを得ない理由」の要件該当事実を構成しうると解されるから、処分庁としては、処分までの間、審査請求人の主張が具体的事実を欠いているからといって同要件を満たさないとして即断するのではなく、新型コロナウイルス感染症に関する移動の制約となる事情の有無・内容について積極的に確認調査をすべきであったといえる。この点、処分庁回答書①では、事務連絡に基づく「弾力的対応」として実施していた取組みについて、「認定請求が遅れた理由を聞き取る際、それが新型コロナウイルスの影響によるものであった場合はその具体的内容を記した申立書を添付してもらう」といった取扱いをしていたとあるが、本件において、そのような申立書の記載を審査請求人に促した事実も証拠からは認定することができない。実際に、審査請求人は審理員審理の段階になって、勤務する会社において、体調不良時には出社しないなどの感染予防の励行と慎重な行動を要請されていたといった具体的な事情を明らかにしているところである。そうすると、審査請求人に認められる具体的事情が実体的に災害以外の「やむを得ない理由」に該当すると処分庁が判断すべきか否かはさておき、その具体的な内容によっては同要件の要件該当事実を構成しうるのであるから、緊急事態宣言の発令や本人家族の罹患といった事情を超えて調査確認を行わなかった処分庁には、本件申請にかかる審査に当たり、当該要件該当事実の有無・内容について、上記法の趣旨に則り適切な確認調査を行う義務を怠った違法があると解さざるを得ない。

ウ　したがって、本件処分には、災害以外の「やむを得ない理由」の要件該当性について以上のような確認調査義務に違反するという手続的違法が存在するものである。そして、このような確認調査を尽くしていれば、異なる結論に達した可能性も否定できない以上、かかる手続的違法は取消事由を構成するものと考えられる。

（２）理由の提示義務違反（手続的違法性）について

　ア　本件処分の通知書においては、支給開始年月日について「令和２年１０月から」とあるが、審査請求人が求めていた処分は「令和２年９月分」からの支給であり、これについて明確な理由の提示がなされていないように思えるため、以下検討する。

イ　行政手続法第８条は、提示すべき理由の程度について何ら明文規定を置いていないが、同条第１項本文が、申請を拒否する処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁平成２３年６月７日第３小法廷判決（民集第６５巻４号２０８１頁）参照）。

ウ　これを本件について見ると、法第７条第１項の規定内容は「認定を受けなければならない」と定めているにすぎず、抽象的である一方で、基本的に本件処分が授益的処分であることから、金額や支給年月日について根拠が明確に記載されていないものであると思われる。

エ　しかし、処分庁は本件処分の前に、令和２年１０月２日付け処分庁名での通知により、令和２年９月分の児童手当を支給できない理由について詳細に説明しており、行政の恣意の防止の観点からはともかく、審査請求人の不服申立ての便宜の上では、大きな問題はなかったものといえる。したがって、本件処分における理由の提示には不十分な点が認められるものの、手続的違法として処分の取消事由とまで解することはできない。

（３）結論

以上のことから、本件処分には（１）に記載のとおり確認調査義務違反の違法があり、取り消されるべきであるから、審査請求は認容すべきである。

**第６　付言**

　本件処分に係る当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

　本件審査請求においては、令和３年８月１２日に審査庁が審査請求人から質問書に対する回答書を受領してから、審理手続終結等の通知を令和６年８月１３日に行うまで、約３年間にわたって審理手続が行われなかったこととなる。

この点、審査庁回答①及び②において、審査庁は、特別児童扶養手当及び児童扶養手当について、毎月２回の認定業務を経て受給者に支払いを行っており、審査請求は、その認定業務を行う中で限られた人員で対応せざるを得ず、また、上記の期間において新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対策として低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業等の業務も生じたことから、対応が困難な状況であったこと、加えて、本件処分に関する事務については、法第２９条の２により、第一号法定受託事務とされており、本件審理においては、国が示した事務連絡の趣旨等について確認が必要であったことから、本制度を所管するこども家庭庁に対し、令和５年５月２３日にメールで照会を行い、その後も再三にわたり回答を求めていたが、最終的に回答が得られたのは同年１２月２８日であり、その間については審理を中断せざるを得なかったとのことであった。

　審査庁がコロナ禍において特別業務もあり繁忙であったことや、国からの回答が半年以上遅れたことについては事情として理解できるものの、手続を約３年にわたって停止させる理由にはならない。審査庁においては、その後、事務分担の見直しや事務の効率化に努めている点も見受けられるが、行政不服審査法第２８条の趣旨を念頭におき、迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続を計画的に進行させるべく工夫、努力することが今後も求められる。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）原田　裕彦

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　福島　　豪